

◎新潟県告示第205号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成31年3月5日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	1者	若山266番1ほか20筆 1.7ha
新発田市	24者	浦新田横枕甲206番ほか360筆 42.4ha
阿賀野市	7者	田中家ノ上5番ほか112筆 8.5ha
胎内市	11者	栗木野新田二ノ割130番1ほか78筆 7.9ha
聖籠町	5者	真野庄八島1954番ほか23筆 2.3ha
新潟市	77者	北区長戸呂縄内4327番ほか1,199筆 112.2ha
五泉市	4者	一本杉石割1285番1ほか177筆 14.2ha
三条市	16者	鹿峠中島794番6ほか79筆 9.7ha
燕市	2者	小牧島田1019番ほか29筆 2.0ha
田上町	1者	田上151番ほか13筆 3.0ha
長岡市	90者	王番田町外畑2591番1ほか1,586筆 231.9ha
見附市	6者	椿澤町鴨ヶ池593番ほか19筆 3.9ha
魚沼市	3者	吉田出川868番1ほか26筆 1.2ha
十日町市	3者	馬場乙2024番ほか4筆 0.5ha
津南町	1者	下船渡己564番1ほか9筆 3.0ha
妙高市	5者	大原新田菰立474番ほか398筆 18.9ha
糸魚川市	5者	四ツ屋広田1261番ほか20筆 2.5ha
佐渡市	27者	秋津仲江264番3ほか157筆 22.3ha
合計	288者	4,327筆 487.9ha

2 申請年月日

平成31年2月22日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。